

令和 7 年度

所沢市一般廃棄物処理実施計画書



所沢市 環境クリーン部

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1
(1) 発生量の見込み	1
(2) 処理量の見込み	3
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	4
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	8
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	10
(1) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	10
(2) 一般廃棄物処理業許可等に関する取扱い	14
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	15
(1) 市のごみ処理施設	15
(2) 市外の県営・民間処理施設（所沢市からの委託等による処理を行う施設）	17
(3) 市内の民間処理施設（他市からの委託による処理を行う施設）	20
(4) ダイオキシン類等測定分析	20
6. その他一般廃棄物の処理に関する事項	21
(1) 本処理実施計画の適用区域	21
(2) 持ち込み受付時間等	21
(3) 指定袋の規定	21
(4) 年末特別収集	22
(5) 廃棄物の処理手数料等	22
(6) 市では収集できないごみ	22
(7) 市では収集も受入もできないごみ	23
(8) ごみ集積所について	23
(9) 不法投棄防止対策について	23
(10) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について	24
(11) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する『PCリサイクル』について	24
(12) ふれあい収集について	25
(13) 一般廃棄物収集運搬業許可業者等名簿	26

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み

一般廃棄物の種類		処 理 区 分		発生見込量	搬 入 先
総ごみ量				89,665 トン	
家庭系ごみ	燃やせるごみ (ふれあい収集を含む) 47,430 トン	収集	市直営 委託業者	42,930 トン	○東部クリーンセンター ごみ焼却施設 ○西部クリーンセンター ごみ焼却施設
		持込		4,500 トン	
	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール 1,490 トン	収集	市直営 委託業者	1,100 トン	○古紙回収業者施設
		持込		390 トン	
	容器包装プラスチック 6,090 トン	収集	市直営 委託業者	6,050 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ ○西部クリーンセンター 容器包装プラスチック処理施設
		持込		40 トン	
	ペットボトル 1,260 トン	収集	市直営 委託業者	1,240 トン	○資源化業者施設
		持込		20 トン	
	破砕ごみ類 (容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等) 4,950 トン	収集	市直営 委託業者	3,670 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ
		持込		1,280 トン	
	有害ごみ 85 トン	収集	市直営 委託業者	85 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ で一時保管した後、資源化業者施設
		持込		0 トン	
	びん・かん・スプレー缶 2,960 トン	収集	市直営 委託業者	2,870 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ で選別した後、資源化業者施設
		持込		90 トン	
	小型家電製品 590 トン	収集	市直営 委託業者	360 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ で選別した後、資源化業者施設
		持込		230 トン	
事業系ごみ	古着・古布 580 トン	収集	委託業者	500 トン	○資源化業者施設
		持込		80 トン	
	粗大ごみ 1,520 トン	収集	市直営	480 トン	○東部クリーンセンターリサイクルプラザ ○西部クリーンセンター ○リサイクルふれあい館
		持込		1,040 トン	
	集団資源回収等資源物	資源化業者		9,940 トン	○資源化業者施設
	燃やせるごみ	自己搬入又は許可業者		12,770 トン	○東部クリーンセンター ごみ焼却施設 ○西部クリーンセンター ごみ焼却施設
事業系ごみ	燃やせるごみ以外	自己処理又は業者委託		—	○自己処理又は許可業者施設
	し尿	委託業者 許可業者		1,700kl	○衛生センター
浄化槽汚泥		許可業者		18,000kl	

※発生見込量等は、令和5年度中の実績値を元に算出している。

- ※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器に該当する**テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機等**の家電製品、資源の有効な利用の促進に関する法律の「PC リサイクル」に該当する**パソコン等**は、それぞれの法律に基づく処理に委ね、この計画書ではそれぞれの発生量等は除外する。
- ※集団資源回収等資源物とは、自治会・町内会等による集団資源回収事業(9,500 トン)、陶磁器拠点回収（21 トン）、牛乳パック拠点回収(4 トン)、廃食用油の拠点回収(13 トン)、生ごみ資源回収（84 トン）、単一素材プラスチック等拠点回収（48 トン）、庁内古紙回収（104 トン）、その他（166 トン）を合計したもので、発生見込量は1の位を四捨五入している。

(2) 処理量の見込み

施設名		処理方法	処理見込量	搬入・処理後発生物量等
中間処理施設	東部クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却	48,900 トン	可燃性資源物選別 布類等 290 トン 焼却灰等資源化処理 (東部) 2,800 トン (西部) 1,370 トン
	西部クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却	25,500 トン	焼却灰等埋立処分 (東部：民間処分場) 225 トン (東部：第二処分場) 2,058 トン (西部：民間処分場) 267 トン (西部：第二処分場) 385 トン
	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ)	選別・破碎	4,900 トン	不燃性資源物選別 鉄屑 900 トン アルミ屑等 80 トン 小型家電製品等 500 トン 廃家電 24 トン 処理困難物 80 トン 処理困難物(コンクリート) 20 トン 不燃残渣(焼却、県営 処分場、第二処分場へ 埋立) 1,027 トン
	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (プラスチック)	選別・圧縮・梱包	2,900 トン	容器包装プラスチック (東部) 2,150 トン (西部) 2,500 トン
	西部クリーンセンター 容器包装プラスチック処 理施設	選別・圧縮・梱包	3,520 トン	プラスチック残渣(焼却) (東部) 850 トン (西部) 850 トン 混入ペットボトル (東部) 30 トン (西部) 20 トン
	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (資源ごみ)	選別・圧縮	3,950 トン	不燃性資源物選別 スチール缶 300 トン アルミ缶 480 トン カレット白 300 トン カレット茶 150 トン スプレー缶 75 トン ガラス屑 1,200 トン 資源ごみ残渣(第二処 分場分場へ埋立) 770 トン
	衛生センター	脱水等の前処理 後、下水道へ放流	19,800k1	汚泥処理 300 トン (クリーンセンターへ 運搬し、焼却)

※東部クリーンセンターごみ焼却施設の処理見込量は、令和6年度中の実績値に、不燃・粗大ごみ残渣の焼却処理等を加味して推計した(その他の処理見込量は、令和5年度の実績値から推計)。

※新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・古着・古布(合計 2,070 トン)は、直接資源化業者施設に搬入する。

※ペットボトル(合計 1,260 トン)は、直接資源化業者施設に搬入する。

※有害ごみ(合計 85 トン)は、クリーンセンターから、資源化業者施設に搬入する。

※集団資源回収等資源物(合計 9,940 トン)は、直接資源化業者施設に搬入する。

2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

方 策		内 容	備 考
一 般 啓 発	ごみ減量・リサイクルの啓発	ごみの減量、資源再利用の必要性を市民に理解していただくために、広報紙・チラシの紙面や市ホームページ・SNS・動画サイト等による啓発のほか、各種催し物等の開催時に啓発を行う。	
	事業系一般廃棄物リサイクル啓発事業	事業者等の廃棄物の適正な分別及び処理の推進を図るために、事業者向けの啓発チラシを配布する。また、ホームページ等を活用し、ごみ減量を呼びかける。	
	「家庭の資源とごみの分け方・出し方」作成・配布	ごみの適切な分別方法を案内するパンフレットを作成し、全戸配布する。	200,000 部作成・配布
	「わたしたちのくらしのごみ」の作成	小学 4 年生の総合的な学習授業の中でごみについて学習することから、ごみに関する意識を高めてもらうため、学習教材を作成し配布する。	3,500 部作成・配布
	トコとん資源化推進事業（雑がみ回収推進事業）	雑がみの回収を推進するため、広報紙・チラシの紙面やインターネット（市のホームページ）等による啓発のほか、各種催し物等の開催時に啓発を行う。	
	「もったいない市」の開催	公共施設等において、市民から市民への古着・陶磁器等の再使用の促進を図るイベント「もったいない市」を開催して、集まった古着・陶磁器等を市民へ提供する。	年間 7 日間、18 施設で、延べ 32 回実施予定
	プラスチックごみ削減推進事業	プラスチックごみの削減を行うため、庁内外における様々な普及啓発施策を実施し、市民や市内事業者の中にプラスチックと賢く付き合う意識を醸成することで、使い捨てプラスチック等の使用抑制（排出抑制）を図る。	

方 策		内 容	備 考
生 ご み 等 減 量 化	生ごみ減量化・資源化 推進奨励事業 「所沢市生ごみ減量 化・資源化を推進する ための奨励に関する 要綱」	生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処 理機器等を購入し、自主的に生ごみの減量や資源 化に取り組む市民に対し、奨励金を交付する。 (購入金額に 3 分の 2 を乗じて得た額。上限 40,000 円 (100 円未満の端数は切捨て))	電気式生ごみ処理機 コンポスター EM容器 その他の生ごみ処理容器 奨励金額 5,000,000 円 交付予定
	チャレンジ生ごみ減 量推進事業	家庭で簡単にできる生ごみ処理の方法について、 作り方や管理の方法をホームページ等で公開した り、イベント時に簡単に使える生ごみ水切り器を 配布し、広く普及啓発を図る。	
	生ごみ資源化推進事 業	生ごみの減量・資源化を推進するためのモデル事 業として、協力自治会内の生ごみを回収し、堆肥 化する。	対象世帯 706 世帯 年間収集予定量 80 トン 週 2 回収集
	生ごみ減量・資源化ア ドバイザー	生ごみの自家処理に精通した市民をアドバイザー に委嘱して、市民からの生ごみ処理機器の使用等 についての相談に対応する。その内容については ホームページ上で公開する。	3 人を委嘱
	食品ロスゼロのまち 促進事業	料理の適量提供、食べ残しの持ち帰りなど、食品 ロスの削減に取り組む飲食店や小売店等を「食品 ロスゼロのまち協力店」として登録し、ホームペ ージ等で紹介する。また、家庭の食品ロス削減を 助ける「トコとん！！クッキング」の普及など、 食品ロス削減についての意識を広く啓発する。	260 店を目標に市内店舗への 働きかけを行う。
集 団 資 源 回 収	集団資源回収事業報 償金交付制度 「所沢市集団資源回 収事業報償金交付要 綱」	自治会や町内会等の団体が、自主的な活動として 実施している集団資源回収に対して、報償金を交 付し、ごみの減量・資源化等の推進を図る。	約 10,000 トン分の資源化を 行う。 (424 団体に対して 約 70,000 千円を交付予定)
	集団資源回収事業参 加協力業者助成金交 付制度 「所沢市集団資源回 収事業参加協力業者 助成金交付要綱」	集団資源回収事業の維持を図るため、古紙の市況 が悪化した際に、集団資源回収登録業者に助成金 を交付する。	市況価格が 5 円/kg を下回っ た場合、5 円から市況価格を 差し引いた額を補助する。

方 策		内 容	備考
そ の 他 リ サ イ ク ル 事 業	廃食用油リサイクル事業	家庭から排出される廃食用油を公共施設等で回収し、ごみの減量及び資源化を図る。回収後は、タイヤ・インクの原料、飼料、BDF（軽油代替燃料）などに再生利用する。	市内を東西に分け、延べ 24 回実施予定 (1 か所につき月 1 回 27 箇所 で実施する。) 東西クリーンセンター、リサイクルふれあい館、東所沢エコステーションでは常時回収 約 15 トン回収予定
	牛乳パック等リサイクル事業	① 公共施設等に牛乳パック回収バスケットを設置し、資源の再生利用を推進する。 ② 市庁舎外施設の古紙回収を行う。	①39 施設に設置し 4 トン回収予定 ②62 施設から本庁を含め約 60 トン回収予定
	単一素材プラスチックリサイクル事業	衣装ケース等の単一素材プラスチック製品を公共施設で回収し、資源化することで、破碎ごみ類の減量・資源化を図る。	年 12 回実施予定 (1 回につき 25 箇所で実施する。) 東西クリーンセンター、リサイクルふれあい館、東所沢エコステーションでは常時回収 約 57 トン資源化予定
	再資源化推進事業 (携帯電話等の回収・資源化)	公共施設に専用回収ボックスを設置し、携帯電話・スマートフォン等を回収し、資源化業者に引き渡し、資源化を図る。	市役所本庁舎、リサイクルふれあい館、東所沢エコステーションの 3 箇所に設置
	使用済みインクカートリッジの拠点回収の実施	公共施設に専用回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジを回収後、最終的に各メーカーに引き渡して資源化を図る。	市役所本庁舎、市民体育館、東西クリーンセンター、リサイクルふれあい館、東所沢エコステーションの 6 箇所に設置
	リサイクルふれあい館運営事業 「所沢市リサイクルふれあい館条例」	ごみを減らす行動、「発生抑制」(リデュース)、「再使用」(リユース)、「再生利用」(リサイクル)の 3R を市民とともに実践する施設として、リサイクル品の展示、頒布、不用品等の情報提供を行う。	大型再生家具抽選頒布 年 22 回
	リサイクル・修理工房の開設	来館者に修理作業を直接ご覧いただいたり、技術講習会への参加の機会などを通じて、身の回りの日用品や道具類でも手入れ次第で末永く使用することが可能となり、結果的にはごみ減量に寄与することになるということを実感していただく。	包丁研ぎ講習会 年 12 回 傘修理 年 12 回 おもちゃの病院 年 62 回 その他イベント等開催予定

その 他 リ サ イ ク ル 事 業	エコロボランティア の拡充	拠点で市民から回収した古着を点検し、リサイクルふれあい館で頒布可能な衣類と資源再生業者に引き渡す衣類とに分別する必要がある。 こうした作業以外にも、体験講習会の企画・運営や常設の古着のもったいない市、イベントの開催など、市民ボランティアとの協働により様々な事業を実施している。 このため、ボランティアスタッフの拡充が求められており、今後も市民ボランティアの募集を行っていく。	常設「リユース市」
	剪定枝資源化事業	公共施設から排出される剪定枝の堆肥化等の資源化により、焼却処理量の低減を推進する。	資源化量 250 トン 7 年度は、環境クリーン部内の剪定枝を対象とし、最適な事業手法を確立させる。
浄 化 槽	浄化槽整備事業補助 金交付制度 「所沢市浄化槽整備 事業補助金交付要綱」	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対して、市がその費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5 人槽 10 基 合計 10 基 6,240 千円 補助予定

3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類		収集頻度	区 分 内 容
家庭系ごみ	燃やせるごみ	2回/週	台所の生ごみ、貝殻、紙おむつ、紙くず、解体した木製家具、剪定した枝、ペット用の砂、灰、絆創膏、湿布薬、使い捨てカイロ、乾燥剤、酒パック等の紙容器など その他の種類に含まれない焼却可能ごみ
	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	1回/月	新聞（広告を含む）、雑誌、本類、紙製の箱・ボール紙・包装紙・紙袋・コピー用紙等リサイクルが可能な雑がみ、段ボール
	容器包装プラスチック	1回/週	資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定表示製品（再生資源の利用促進のための分別回収を容易にする識別表示を行うべき製品）で、プラスチック製容器包装に該当するもの。  ：識別マーク パック類、ボトル類、ラップ類、ネット類、カップ類、チューブ類、ポリ袋類、トレイ類、緩衝材類、ふた類、フィルム類
	ペットボトル	2回/月	ペットボトル  （PET）：識別マーク
	破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）	2回/月	容器包装以外のプラスチック製品、ゴム製品、なべ・フライパン、ガステーブル、陶磁器・ガラス、CD・DVD・ビデオテープ・カセットテープ・MD・フロッピー等、革製品、くつ、スポンジ、ぬいぐるみ、電球、かん（飲食用のものなどを除く）、雨具など 【別袋で収集】ライター、ハンマー類、鉄アレイ類、鉄製タイヤチェーン、消火器など
	有害ごみ	2回/月	蛍光管、乾電池、水銀体温計など
	小型家電製品	1回/月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）施行令第1条に定められた「使用済小型電子機器等」に該当するもののうち、別表で定めるもの（家電リサイクル法施行令第1条の「特定家庭用機器」に該当するものを除く。）。
	古着・古布	1回/月	衣類、古布、革製衣類、毛布・シーツ、カーテンなど
	びん・かん・スプレー缶	2回/月	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、カセットボンベ、空きかん（飲食物が入っていたもの）、ガラス製空きびん（一升瓶程度の大きさまで）など
	粗大ごみ	随時 （申込み制）	大型家具、スキー板、石油ストーブ、自転車、カーペット類（2畳超）、ふとん、物干台と物干竿、アコーディオンカーテン、オルガン、足ぶみミシン、米びつ付きキャビネット、小型焼却炉、マットレス、ベッド、物置など <u>（家電リサイクル法該当製品及びPCリサイクル該当パソコンは除く）</u>
事業系ごみ	燃やせるごみ	自己搬入又は許可業者による搬入	事業所から排出される可燃性一般廃棄物（内容は家庭系ごみのうち燃やせるごみと同じ） 産業廃棄物 紙くず（PCBが塗布されたものを除く） 木くず（工作物の除去に伴って生じた物を除く） 繊維くず <u>（市では収集は行わない）</u>
	燃やせるごみ以外	自己処理又は業者委託	事業所から排出される廃棄物で、燃やせるごみ以外のもの <u>（市では受入れない）</u>

別表（小型家電製品の区分内容）

No.	小型家電製品の区分内容
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2	携帯電話端末、スマートフォン端末その他の無線通信機械器具
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（50cm以上のプロジェクションテレビ・リアプロジェクションテレビを除く。）
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具（ＢＳパラボラアンテナ、アンテナ（ポール部分）、50cm以上のオープンリールのテープデッキを除く。）
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具（50cm以上のアンプ・スピーカー・カラオケ機器を除く。）
6	パーソナルコンピュータ（ＰＣリサイクル対象外のものに限る。）
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
8	プリンターその他の印刷装置（50cm以上のプリンター・コピー機を除く。）
9	ディスプレイその他の表示装置（ＰＣリサイクル対象外のものに限る。）
10	電子書籍端末
11	電動ミシン（台付きのものを除く。）
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具（50cm以上の電動ろくろを除く。）
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具（ブラウン管式のワープロを除く。）
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、50cm以上のオープンレンジ・電子レンジ・食器洗い乾燥機・食器乾燥機・オーブン・生ごみ処理機・ウォーターサーバー・精米機を除く。）
18	扇風機、電気除湿機（床置きタイプを除く。）その他の空調用電気機械器具（エアコン、ファンが複数付いている50cm以上のウィンドファン、スポットクーラー、冷風扇を除く。）
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（洗濯機、衣類乾燥機、脱水機、介護用昇降便座（ひじ掛け付き）、50cm以上の風呂循環装置を除く。）
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具（石油式のファンヒーター、オイルヒーター、60cm以上のガスファンヒーター・パネルヒーター、2畳を超える電気カーペット、電気布団を除く。）
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22	電気マッサージ器（マッサージチェアなど50cm以上のものを除く。）
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具（トレーニングマシン、ルームランナーを除く。）
24	電気芝刈機（90cm以上のものを除く。）その他の園芸用電気機械器具（モーター付きの枝の電動粉碎機を除く。）
25	蛍光灯器具（蛍光管を除く。）その他の電気照明器具（電球、点灯管、90cm以上の電気照明器具・フロアスタンドを除く。）
26	電子時計及び電気時計（柱時計を除く。）
27	電子楽器及び電気楽器（90cm以上又は脚付きのキーボード、電子オルガン、電子ピアノを除く。）
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具（電動式キックボード、パチンコ台、スロット台、電気・電池を使用する50cm以上のおもちゃ類を除く。）

4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

一般廃棄物の種類		処理区分	処理主体	処理方法
家庭	燃やせるごみ	排出	排出者	生ごみ等はよく水を切り、食用油は紙等にしみ込ませ、紙おむつ等は汚物を取り除き、指定袋を利用する。剪定枝等（直径 5 cm・長さ 90cm 以内）はひもでしばる。これらを指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前 8 時 30 分までに排出する。牛乳パックは、まちづくりセンター等の回収ボックスを利用する。また、食用油については、拠点回収を利用する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理・処分	市	焼却処理する。焼却灰等は資源化業者または所沢市第 2 処分場（令和 7 年 10 月供用開始）、民間埋立処分場等へ搬出する。
系	新聞・雑誌・ 雑がみ・ 段ボール	排出	排出者	新聞紙、雑誌類（雑誌、本等）、雑がみ、段ボールは、それぞれの種類ごとに、ひもでしばり、指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前 8 時 30 分までに排出する。ただし、新聞紙は紙製整理袋に入れて出してもよく、雑がみは紙袋に入れてひもで縛るか、雑誌の間に挟んで出してもよい。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により収集し、市と契約する古紙回収業者に引き渡して資源化を行う。 （行政に代わる集団資源回収を行う地区を除く。）
ごみ	容器包装 プラスチック	排出	排出者	汚れを落としてから、指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前 8 時 30 分までに排出する。 どうしても汚れの落ちないものは破碎ごみ類として排出する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理	市	選別・圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ引き渡す。 資源物として適さない物は、焼却処理する。
み	ペットボトル	排出	排出者	キャップ・ラベルを外し、ボトルの中を軽く水洗いし、指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前 8 時 30 分までに排出する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に該当するごみを収集車両により、市と契約する資源化業者に引き渡して資源化する。

一般廃棄物の種類		処理区分	処理主体	処理方法
家	破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）	排出	排出者	指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前8時30分までに排出する。 ライター、ハンマー・鉄アレイ・鉄製タイヤチェーン、消火器などは、無色透明の別袋で排出する。 陶磁器（食器）、ガラス食器、単一素材プラスチック等は、拠点回収を利用する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理・処分	市	選別・破碎処理を行う。金属類等は資源化を行い、残渣は焼却処理または埋立処分する。
庭	有害ごみ	排出	排出者	指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前8時30分までに排出する。 蛍光灯などは買ったときのケース等に入れる。乾電池や保護ケースに入れた水銀体温計は、別袋を利用する。液漏れ・破裂した乾電池等は、袋に「液漏れ」「破裂」と明記し、別袋を利用する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理	市	選別処理後、専門処理業者へ処分委託する。
系	小型家電製品	排出	排出者	指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前8時30分までに排出する。なお、掃除機、炊飯器、ビデオデッキなどは袋に入れず、そのままの状態で出すこともできる。充電式電池等は取り外し、販売店等の回収ボックスに排出する。充電式電池等の取り外しができない製品は、無色透明の別袋で排出する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理	市	選別処理後、資源化業者へ売払い、引き渡して資源化を行う。
み	古着・古布	排出	排出者	汚れを落として、乾燥させてから指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前8時30分までに排出する。濡れたものは再資源化できないため、午前8時30分の時点で雨天の場合は次回以降の収集日に排出する。「東所沢エコステーション」なども利用する。
		収集運搬	委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市と契約する資源化業者に引き渡す。 雨天により、濡れてしまった古着・古布は、市の処理施設に運搬する。 (行政に代わる集団資源回収を行う地区を除く。)
		処理	市	濡れてしまった古着・古布は焼却処理する。

一般廃棄物の種類		処理区分	処理主体	処理方法
家庭系	びん・かん・スプレー缶	排出	排出者	指定袋を利用して指定の曜日に決められたごみ集積所に、午前8時30分までに排出する。使い切れないスプレー缶は、無色透明の別袋で「中身あり」と明記して排出する。
		収集運搬	市委託業者	指定の曜日に、該当するごみを収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処理	市	収集されたびん・かん・スプレー缶はアルミ缶、スチール缶、スプレー缶、白・茶びん類に選別処理後、資源化業者へ売払い資源化を行う（茶びんは資源化処理）。
家庭系	粗大ごみ (有料) ※納付済シールとは、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条第3項に規定する「所沢市粗大ごみ処理手数料納付券」で、手数料の納付により交付されたものをいう。	排出	排出者	1. 収集を希望する場合は、①事前に粗大ごみ受付センターに申込みを行う。②市内の各窓口で、手数料を支払い、納付済シールを受け取る。③納付済シールに、収集日、依頼者名を記入する。④指定された日・場所に納付済シールを貼って排出する。 (収集は、1回につき5点までとする。) 2. 自己搬入する場合は、受付時間内にクリーンセンターに搬入する。スプリング入りベッドマットレスは1枚単位、そのほかの粗大ごみは50kgを超えた場合、重量に応じ現金で手数料を支払う。
		収集運搬	市	指定した日・場所から粗大ごみを収集車両により、市の処理施設へ運搬する。 2人の作業員で持ち運びができない大型・重量ごみ、納付済シールが貼られていないもの、手数料額が不足しているもの等は収集しないものとする。
		再生利用・処理・処分	市	収集した粗大ごみのうち、家具類で再生利用が可能であれば、リサイクルふれあい館において手直しをした後、展示頒布をする。廃家電類・金属類・羽毛布団等は、資源化業者へ引き渡す。 再生利用不可の粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみは破碎後に焼却し、その他の資源化できない物は破碎後、焼却処理または埋立処分を行う。
家庭系	家電リサイクル法該当家電製品 (テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫・温冷庫及び冷温庫も含む)・洗濯機・衣類乾燥機)	排出	排出者	排出者は、販売店等や対象家電製品収集・運搬所沢市協力店、廃棄物処理業者に収集運搬を依頼し、運搬費用とリサイクル費用を負担する。 指定引取場所へ直接自己搬入する場合は、リサイクル費用のみを負担する。 市では、収集・受入、処分も行わない。

一般廃棄物の種類		処 理 区 分	処理主体	処 理 方 法
家庭系ごみ	資源の有効な利用の促進に関する法律「PC リサイクル」該当パソコン	排出	排出者	パソコンメーカー等の受付窓口や、市と協定を結ぶ小型家電リサイクル法による認定事業者に収集運搬を依頼し、リサイクル料金を負担する。 市では、収集・受入、処分も行わない。ただし、小型家電リサイクル法による認定事業者の協力が得られる場合は、イベント回収等を検討する。
事業系ごみ	燃やせるごみ	収集運搬	排出者 許可業者	市の処理施設に自己搬入または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。
		処理・処分	市	焼却処理する。焼却灰等は資源化業者または所沢市第2 処分場（令和7年 10 月供用開始）、民間埋立処分場等へ搬出する。
	燃やせるごみ 以外	収集運搬	排出者	一般又は産業廃棄物処理業者等に依頼する。
		処理・処分	許可業者	市では収集・受入、処理・処分も行わない。
その他	市の施設等から 排出されるごみ	収集運搬	排出者 市 許可業者	市の処理施設に自己搬入または収集車両により運搬する。
		処理・処分	市 許可業者	廃棄物の種類ごとに適正に処理・処分する。
し 尿		収集運搬	委託業者 許可業者	し尿排出者の申込みにより、し尿収集運搬業務受託者が公衆衛生上支障の無い期間内に収集し、市の衛生センターへ運搬する。ただし、事務所等の施設から排出されるし尿については、所沢市一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿を扱える者に限る）が許可車両で収集し、市の衛生センターへ運搬する。
		処理	市	市の衛生センターにおいて受入を行い、脱水等の前処理後、下水道へ放流する。 なお、脱水汚泥はクリーンセンターへ運搬し、焼却する。
浄化槽汚泥		収集運搬	許可業者	浄化槽管理者の申込みにより、所沢市浄化槽清掃業許可業者が清掃を行い、所沢市一般廃棄物収集運搬業許可業者（浄化槽汚泥を扱える者に限る）が許可車両で収集し、市の衛生センターへ運搬する。
		処理	市	し尿と同じ。

(2) 一般廃棄物処理業許可等に関する取扱い

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く）処理業許可等に関する取扱い

本計画書の「事業系ごみの発生見込量」より、市処理施設及び既存の許可業者にて適正かつ安定的に収集運搬及び処分を行うことが可能であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第1項及び第6項の規定に基づく新規の許可は行わない。また、集団資源回収事業においても、既存の登録業者により適正かつ安定的な収集が可能であるため、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第5条に基づく新規の登録は行わない。

ただし、特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所への他自治体からの運搬など、特別の事情による場合はこの限りではない。

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理業許可に関する取扱い

本計画書の「し尿、浄化槽汚泥の発生見込量」より、市処理施設及び既存の許可業者にて適正かつ安定的に収集運搬及び処分を行うことが可能であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第1項、第6項及び浄化槽法第三十五条第1項の規定に基づく新規の許可は行わない。

ただし、特別の事情による場合はこの限りではない。

5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 市のごみ処理施設

処 理 機 能	焼 却 施 設	
名 称	東部クリーンセンターごみ焼却施設	西部クリーンセンターごみ焼却施設
所 在 地	所沢市大字日比田 895 番地の 1	所沢市林一丁目 320 番地の 1
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式流動床炉
処 理 能 力	115 トン/24 h × 2 炉	73.5 トン/24 h × 2 炉
稼 動 予 定 日 数	338 日	328 日
処 理 見 込 量	48,900 トン	25,500 トン

処 理 機 能	プ ラ ス チ ッ ク 類 処 理 施 設	
名 称	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (プラスチック類)	西部クリーンセンター 容器包装プラスチック処理施設
所 在 地	所沢市大字日比田 895 番地の 1	所沢市林一丁目 320 番地の 1
処 理 方 式	破袋・手選別・圧縮梱包	破袋・手選別・磁力選別・圧縮梱包
処 理 能 力	15 トン/5 h	20 トン/5 h
稼 動 予 定 日 数	247 日	244 日
処 理 見 込 量	2,900 トン	3,520 トン

処 理 機 能	不 燃 粗 大 等 処 理 施 設	
名 称	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ)	東部クリーンセンター リサイクルプラザ (資源ごみ)
所 在 地	所沢市大字日比田 895 番地の 1	所沢市大字日比田 895 番地の 1
処 理 方 式	破碎・磁力選別・圧縮	破袋・手選別・磁力選別・圧縮
処 理 能 力	43 トン/5 h	30 トン/5 h
稼 動 予 定 日 数	208 日	202 日
処 理 見 込 量	4,900 トン	3,950 トン

処 理 機 能	最 終 処 分 場	
名 称	第 2 一般廃棄物最終処分場 (やなせみ どりの丘)	
所 在 地	所沢市大字南永井字井頭 1071 番 1	
処 分 場 の 形 態	管理型処分場 (クローズド型)	
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	
埋 立 容 量	131,000 m ³	
埋 立 見 込 量	3,800 トン	

処 理 機 能	浸出液処理施設	一 時 保 管 地
名 称	北野一般廃棄物最終処分場 浸出液処理施設	牛沼一般廃棄物保管地
所 在 地	所沢市北野南三丁目 16 番地の 24	所沢市牛沼 480 番地
処 理 方 式	(通常時)滅菌 (異常時)凝集沈殿＋急速ろ過＋滅菌	保管・積替
処 理 能 力	日平均 180 m ³ /日	—
稼 動 予 定 日 数	365 日	—
処 理 見 込 量	65,700m ³	—
処 理 機 能	し 尿 処 理 施 設	
名 称	衛生センター	
所 在 地	所沢市東所沢和田三丁目 31 番地の 1	
処 理 方 式	脱水希釈方式	
処 理 能 力	49 k l /日※	
稼 動 予 定 日 数	243 日	
処 理 見 込 量	19,800 k l	

※し尿及び浄化槽汚泥の上澄液と分離させた、固形物を脱水する汚泥脱水機の処理能力

処 理 機 能	啓 発 等 施 設	
名 称	リサイクルふれあい館 (エコロ)	東所沢エコステーション (エコステ)
所 在 地	所沢市日比田 620 番地の 1	所沢市東所沢和田三丁目 32 番地の 1 (収集管理事務所内)
業 務 内 容	リサイクル講習会 再使用品の頒布 ほか	資源物の受入
業 務 日 時	火～日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時	火～日曜日 午前 9 時～午後 4 時

処 理 機 能	収集に関する施設	
名 称	粗大ごみ受付センター	収集管理事務所
所 在 地	所沢市東所沢和田三丁目 32 番地の 1 (収集管理事務所内)	所沢市東所沢和田三丁目 32 番地の 1
業 務 内 容	粗大ごみの収集 申し込み受付	ごみの収集 ふれあい収集 小動物の死体収集 ごみ集積所の設置など
業 務 日 時	火～日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(2) 市外の県営・民間処理施設（所沢市からの委託等による処理を行う施設）

※埋立見込量・資源化見込量は、搬出先自治体に搬入について協議した数量。

処 理 機 能	埋 立 処 分	
名 称	埼玉県環境整備センター	ジークライト(株)エコポート最終処分場
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2
処 分 場 の 形 態	管理型処分場	管理型処分場
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
埋 立 容 量	1,930,000m ³	2,300,000m ³
埋 立 見 込 量	不燃残渣 500 トン	焼却残渣 50 トン ばいじん 100 トン

処 理 機 能	埋 立 処 分	
名 称	(株)ウィズ ウェイスト ジャパン 小野ウェイストパーク	
所 在 地	福島県田村郡小野町大字南田原井字 大和久 169 番地 2 他	
処 分 場 の 形 態	管理型処分場	
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	
埋 立 容 量	1,101,180 m ³	
埋 立 見 込 量	ばいじん 147 トン	
	流動床砂 160 トン	
	焼却残渣 110 トン	

処 理 機 能	資 源 化 処 分	
名 称	(株)カツタ	
所 在 地	茨城県ひたちなか市高野 1968 番地 2	
対 象 廃 棄 物	廃家電（不法投棄されたもの）	
処 理 方 式	原料として資源化处理	
処 理 見 込 量	7 トン	

処 理 機 能	資 源 化 処 分	
名 称	イー・ステージ株式会社	JFE 条鋼株式会社鹿島製造所
所 在 地	長野県小諸市大字平原 309 番地 1	茨城県神栖市南浜 7 番地
対 象 廃 棄 物	廃乾電池、廃蛍光管等	廃乾電池
処 理 方 式	原料として資源化处理	原料として資源化处理
処 理 見 込 量	廃乾電池 10 トン 廃蛍光管等 20 トン	60 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	太平洋セメント(株)熊谷工場	太平洋セメント(株)藤原工場
所 在 地	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310 番地	三重県いなべ市藤原町東禅寺 1361 番地 1
対 象 廃 棄 物	ばいじん、焼却灰	ばいじん
処 理 方 式	原料として資源化处理	原料として資源化处理
処 理 見 込 量	焼却灰 1,350 トン ばいじん 840 トン	ばいじん 400 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	ガラスリソーシング(株)	(株)アイル・クリーンテック
所 在 地	千葉県銚子市春日町740番地1	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 328
対 象 廃 棄 物	陶磁器、ガラス屑	食品廃棄物
処 理 方 式	原料として資源化处理	堆肥化
処 理 見 込 量	ガラス屑 1,200 トン 陶磁器 50 トン	168.48 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	太誠産業株式会社 狭山工場	ニューエナジーふじみ野
所 在 地	埼玉県狭山市柏原 403 番地 1	埼玉県ふじみ野市駒林 1033-1
対 象 廃 棄 物	食品廃棄物	食品廃棄物
処 理 方 式	堆肥化	メタン発酵
処 理 見 込 量	44.04 トン	247.68 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	株式会社西東京リサイクルセンター	バイオエナジー株式会社
所 在 地	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3	東京都大田区城南島三丁目 4-4
対 象 廃 棄 物	食品廃棄物	食品廃棄物
処 理 方 式	メタン発酵	メタン発酵
処 理 見 込 量	144.0 トン	93.24 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	オリックス資源循環株式会社	ツネイシカムテックス株式会社 埼玉工場
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1
対 象 廃 棄 物	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣	焼却灰
処 理 方 式	焼却、熔融	原料として資源化处理
処 理 見 込 量	4.4 トン	焼却灰 675 トン 残渣（不燃） 130 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	新日本電工株式会社	株式会社ユーズ
所 在 地	茨城県鹿嶋市光 4 番地	東京都墨田区八広 3-39-5
対 象 廃 棄 物	焼却灰、ばいじん	廃食油
処 理 方 式	原料として資源化处理	原料として資源化处理
処 理 見 込 量	焼却灰 200 トン ばいじん 575 トン	15 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	株式会社エコロ	株式会社伊藤畜産
所 在 地	埼玉県入間郡三芳町北永井152-1	埼玉県所沢市大字城 846 番地の 5
対 象 廃 棄 物	単一素材プラスチック	食品廃棄物
処 理 方 式	原料として資源化处理	堆肥化
処 理 見 込 量	57トン	80 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	有限会社エム・クリーン	比留間運送株式会社
所 在 地	埼玉県狭山市大字水野 62 番の 24	埼玉県入間市狭山台 3-7-1
対 象 廃 棄 物	剪定枝	剪定枝
処 理 方 式	樹木チップ化	堆肥化
処 理 見 込 量	643.2 トン	30 トン

処 理 機 能	資 源	化 処 分
名 称	ウィズグリーン株式会社	株式会社エコ計画
所 在 地	埼玉県入間郡三芳町大字上富 841-1	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 262
対 象 廃 棄 物	剪定枝	汚泥
処 理 方 式	堆肥化	焼却（サーマルリサイクル）
処 理 見 込 量	60 トン	110 トン

(3) 市内の民間処理施設（他市からの委託による処理を行う施設）

※処理見込量は、昨年度実績を基におおよその数量を見積もったもの。

処 理 機 能	資 源 化 処 分
名 称	(株)木下フレンド
所 在 地	所沢市東所沢和田3-1-10
対 象 廃 棄 物	処理困難物（布団・マットレス・カーペット・健康器具等）
処 理 方 式	飼料化・肥料化
搬 出 元 自 治 体	富士見市、東久留米市、飯能市、入間市ほか（順不同）
処 理 見 込 量	3,050トン

※搬出元自治体は、令和7年3月1日時点で協議または協議の意向が確認できた自治体

処 理 機 能	資 源 化 処 分
名 称	長沼商事(株)
所 在 地	所沢市林一丁目306番地 7
対 象 廃 棄 物	傘、処理困難物（ライター、スプレー缶）、炭酸ガスカートリッジ
処 理 方 式	原料として資源化处理
搬 出 元 自 治 体	傘：春日部市、和光市、三郷市（順不同） 処理困難物（ライター・スプレー缶）：春日部市、武蔵村山市、和光市、狛江市、船橋市、日高市、太田市外三町広域清掃組合ほか（順不同） 炭酸ガスカートリッジ：三郷市
処 理 見 込 量	傘： 170トン 処理困難物（ライター・スプレー缶）：1,100トン 炭酸ガスカートリッジ：2.0トン

※搬出元自治体は、令和7年3月1日時点で協議または協議の意向が確認できた自治体

(4) ダイオキシン類等測定分析

東部クリーンセンターでは排ガス・焼却灰等、西部クリーンセンターでは排ガス・集塵器灰等について、それぞれ年2回、また、北野一般廃棄物最終処分場（平成17年3月31日埋立終了）及び周縁については年間を通じて複数検体原水・放流水・周辺井戸のダイオキシン類等の測定分析を行う。

6. その他一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 本処理実施計画の適用区域

所沢市全域

(2) 持ち込み受付時間等

受 入 施 設 名	受 付 時 間 等	持 ち 込 み 対 象 ご み
東部クリーンセンター 西部クリーンセンター 市民持込みステーション	① 受付時間：月～金曜日 (午前) 8 時 30 分～11 時 30 分 (午後) 1 時～4 時 毎月第 1 土曜日(1 月は第 2) 8 時 30 分～正午 ※土曜日は家庭系ごみのみ受入。 ② 休日：土曜日(毎月土曜開館日を除く)、日曜日、年末年始(ただし年末特別収集の日を除く)	① 《家庭系ごみ》 燃やせるごみ、新聞・雑誌・雑がみ・段ボール、容器包装プラスチック、ペットボトル、破碎ごみ類、有害ごみ、小型家電製品、古着・古布、びん・かん・スプレー缶、粗大ごみ ② 《事業系ごみ》 燃やせるごみのみ(有料)
衛生センター	① 受付時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 ② 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 30 日～翌年 1 月 3 日まで)	し尿、浄化槽汚泥
東所沢エコステーション	① 受付時間：火～日曜日 午前 9 時～午後 4 時 ② 休日：月曜日、祝休日、年末年始、月曜日が祝休日の場合は翌日の火曜日	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール、古着・古布、陶磁器・ガラス(食器)、牛乳パック、廃食用油(植物性油)、使用済みインクカートリッジ、単一素材プラスチック、携帯電話等、おもちゃ

(3) 指定袋の規定

一般廃棄物の種類	袋の規定
燃やせるごみ	無色透明もしくは白色半透明の袋 または、市が指定する袋
容器包装プラスチック	
ペットボトル	
破碎ごみ類	
有害ごみ	
びん・かん・スプレー缶	
小型家電製品	
古着・古布	
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	新聞・雑誌・雑がみ・段ボールは、それぞれの種類ごとに束ねてひもでしばる。ただし、新聞紙は紙製整理袋に入れて出してもよく、雑がみは紙袋に入れてひもで縛るか、雑誌の間に挟んで出してもよい。

(4) 年末特別収集

12月29日(月)・30日(火)は、通常の日程表どおりに収集を行う。

(5) 廃棄物の処理手数料等

ア 手数料及び費用

「所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第20条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3による

イ 手数料及び費用の徴収方法

「所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」第9条の規定による

※市に粗大ごみの収集運搬及び処分を依頼する場合は、粗大ごみ受付センターへ申し込みをし、収集日までに、所沢市粗大ごみ処理手数料納付券取扱所において手数料を納付するものとする。

【所沢市粗大ごみ処理手数料納付券取扱所】

市役所資源循環推進課、東所沢エコステーション、東部クリーンセンター、収集管理事務所、西部クリーンセンター、リサイクルふれあい館、まちづくりセンター、市民課サービスコーナー（所沢駅、狭山ヶ丘コミュニティセンター、小手指公民館分館内）、市内5系列コンビニエンスストア各店舗（セブンーイレブン、デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ。ただし、一部取り扱いのない店舗がある。）

※クリーンセンターへ自己搬入する場合の手料金は、その都度現金で納付するものとする。

(6) 市では収集できないごみ

区 分	主 な も の	処 理 方 法
分別されていないごみ・ルール違反のごみ（家庭系ごみ）	混合ごみ、収集指定日以外に出されたごみ、指定袋以外の袋を利用したごみなど	混合ごみは分別をし直し、指定袋を利用して集積所へ収集指定日に排出する。
一時的に多量に出るごみ（家庭系ごみ）	引っ越しごみなど	市のクリーンセンターへ自己搬入または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。
事業系ごみ	商店・事務所・会社等で事業活動に伴って生じたごみ	廃棄物処理業者へ依頼する。※燃やせるごみのみ、クリーンセンターへ自己搬入できる。（有料、月曜日から金曜日）。

(7) 市では収集も受入もできないごみ

区 分	主 な も の	処 理 方 法
処 理 困 難 物	自動車部品・バイク部品・ピアノ・金庫・電動ベッド・バッテリーなど	販売店で引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼する。
危 険 物	農薬・劇物・毒物など	販売店で引き取ってもらうか専門の廃棄物処理業者へ依頼する。
建 設 廃 材	石綿含有廃棄物等・太陽熱温水器・風呂釜・洗面台・便器・門扉・サッシ・コンクリートがらなど	施工業者に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼する。
医 療 系 廃 棄 物	注射器・注射針など	診療を受けている医療機関へ返却する。
法 律 に よ る 指 定 品 目	家電リサイクル法該当家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫・温冷庫・冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機）	「(10) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について」を参照。
	デスクトップパソコン（本体）、ノートパソコン、CRT・液晶ディスプレイ	メーカーまたは小型家電リサイクル法による認定事業者等へ回収の依頼をする。 「(11) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する『PC リサイクル』について」を参照。
バ イ ク	原動機付自転車を含む二輪車	二輪車リサイクルシステムにより、廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に持ち込む。
そ の 他	土、石、泥、農家で使用していた農業用ビニール、農機具、その他処理施設の機能に支障をきたすもの	廃棄物処理業者等へ依頼する。

(8) ごみ集積所について

排出については、収集品目の収集日当日、午前 8 時 30 分までにごみ集積所に排出する。

ごみ集積所は排出者全員で維持・管理し、排出物が散乱することのないようにする。ただし、共同住宅等にあつては、所有者又は管理者がこれを管理するものとし、入居者に対しごみ出しのルール等を遵守するように指導しなければならない。

(9) 不法投棄防止対策について

市では不法投棄防止対策の一環として、不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄が比較的頻繁に行なわれやすい地区（山口貯水池北側周囲道路）の夜間車両通行止め措置を講じる。

また、土地所有者等の申請に応じて、不法投棄禁止啓発看板を交付する。

(10) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について

「テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫・温冷庫・冷温庫を含む）・洗濯機・衣類乾燥機」の対象家電製品については、廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づく処理に委ねることとし、市では収集も受入も行わない。

なお、リサイクル費用等は、排出者が負担する。

ア 対象家電製品の処理方法

- (ア) 買替えもしくは以前購入した店がわかる場合は、その小売店等に引取りを依頼する。
- (イ) 対象家電製品収集・運搬所沢市協力店等に収集・運搬を依頼する。
- (ウ) 排出者自ら運搬する場合は、指定引取場所へ運搬を行う。

イ 対象家電製品収集・運搬所沢市協力店名簿

店 舗 名	所 在 地	店 舗 名	所 在 地
(株)ミヤデン	和ケ原 1-114-17	北村屋電気	緑町 4-9-12
(株)フジデン	中新井 3-15-10	(有)サンエス電気	西所沢 1-19-14
越阪部電器(株)	若松町 1071-2	(有)エスケー二十四サービス	小手指南 3-31-3-205
吾妻電機(株)	久米 1593		

ウ 市内の指定引取場所

株式会社 ナガオ リサイクルセンター
所在地：所沢市新郷 200-1
電話：04-2946-5716
営業日：月～土曜日（ただし臨時営業日、臨時休業日を設ける場合がある）
受入時間：午前 8 時から正午まで、午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

(11) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する『PC リサイクル』について

家庭で不用となったパソコン等は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」によりパソコンメーカーに自主回収と再資源化（PC リサイクル）が義務付けられたことにともない、その処理を同法に委ねることとし、市では収集も受入も行わない。

ただし、小型家電リサイクル法による認定事業者の協力が得られる場合は除く。

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくリサイクルの対象となるパソコン等

（資源の有効な利用の促進に関する法律の第2条第12項に定める「指定再資源化製品」に政令で指定されたパソコン等をいう。なお、プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機などは対象とならない。）

- (ア) デスクトップ型パソコン（本体）
- (イ) ノートブック型パソコン
- (ウ) ブラウン管（CRT）式表示装置
- (エ) 液晶式表示装置

イ パソコン等の処理方法

パソコン及びパソコン用ディスプレイ製造メーカーや輸入販売事業者で構成される、一般社団法人 パソコン 3R 推進協会に加盟しているメーカー各社がそれぞれ自社製品の回収リサイクルに関する受付窓口を設定しているので、排出する製品の製造メーカーの受付窓口で回収依頼をする。

メーカー窓口については、一般社団法人 パソコン 3R 推進協会のホームページ (<http://www.pc3r.jp>) で、詳しい情報を公開している。

または、市と協定を結ぶ小型家電リサイクル法による認定事業者で回収依頼をする。

ウ 「PCリサイクルマーク」及びリサイクル費用の負担

平成 15 年 10 月 1 日以降に販売されたパソコン等には「PC リサイクルマーク」がついており、そのパソコン等を処理するときは、排出者は回収再資源化料金（リサイクル費用）を負担しない。しかし、「PC リサイクルマーク」がついてないパソコン等を処理する場合は、排出者はそのパソコン等を引き取るメーカー等が請求するリサイクル費用を負担する。



ただし、市と協定を結ぶ小型家電リサイクル法による認定事業者で回収依頼をする場合は、この限りではない。

(12) ふれあい収集について

高齢又は障害等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ出すことが困難な市民に対し、市が戸口先にて直接収集するとともに、福祉的観点から希望者には声かけによる安否確認を行う。

ア 対象者

身近な人の協力が得られず、ごみ集積所までごみを出すことが困難で、次のいずれかに該当する方

- (ア) 介護保険制度で要支援 2 以上の認定を受けている 65 歳以上の単身者
- (イ) 2 級以上の身体障害者手帳を所持している単身者
- (ウ) 介護保険制度で要支援 2 以上の認定を受けている 65 歳以上の高齢者又は 2 級以上の身体障害者手帳を所持している者のみで構成されている世帯に属する者
- (エ) その他市長が必要と認める者

イ 実施方法

(ア) 収集方法

ふれあい収集で収集するごみは、市が定める分別区分に基づき排出されたもの（粗大ごみを除く 9 品目）とし、利用者宅の戸口先に出されたごみを市が週に 1 回、一括収集する。

(イ) 安否確認

「ふれあい収集」の指定日にごみが出されていない場合や利用者が声かけを希望する場合に、職員が利用者に声かけをして、安否の確認をする。応答がない場合には、市は指定された緊急連絡先に知らせる。

(13) 一般廃棄物収集運搬業許可業者等名簿

・一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

No.	業者名	所在地	業態
1	市川清掃	所沢市山口 1060	収集運搬業 浄化槽汚泥
2	澤田商事	所沢市北秋津 236-7	収集運搬業 浄化槽汚泥
3	加藤商事(株)	所沢市けやき台 2-31-2	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物
4	(株)タカヤマ	所沢市南永井 37-9	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物
5	所沢共栄商事(有)	所沢市上安松 278	収集運搬業 し尿、浄化槽汚泥
6	(有)伊藤清掃	所沢市小手指町 4-8-7	収集運搬業 浄化槽汚泥
7	本橋清掃	所沢市林 1-46	収集運搬業（積替え保管を含む。） ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物
8	協所沢清和会	所沢市下新井 1447-1	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥
9	(株)木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	収集運搬業（積替え保管を含む。） ごみ 特定家庭用機器廃棄物
10	(株)シマザキ	川越市府川 91	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
11	太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	収集運搬業 ごみ
12	(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13	収集運搬業 ごみ
13	(株)サニテック	所沢市南永井 338	収集運搬業（積替え保管を含む。） ごみ
14	(株)ジェイ・アール・エス	所沢市林 1-299-8	収集運搬業 ごみ
15	長沼商事(株)	所沢市林 1-306-7	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
16	所沢一般廃棄物 処理事業協同組合	所沢市坂之下 1143	収集運搬業 ごみ

17	所沢リサイクル事業 協同組合	所沢市林 1-306-7	収集運搬業 ごみ
18	(株)エス・イーティ	所沢市東所沢和田 2-32-5	収集運搬業（積替え保管を含む。） ごみ 特定家庭用機器廃棄物
19	ヤマダ産業(株)	川越市的場新町 12-8	収集運搬業 ごみ
20	(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	収集運搬業 ごみ
21	(有)ヒラカワ	所沢市荒幡 153-23	収集運搬業 ごみ
22	(有)エム・クリーン	狭山市水野 62-24	収集運搬業 ごみ
23	(株)アユミ・プラン	所沢市三ヶ島 1-144-3	収集運搬業 ごみ
24	(株)小見山商事	狭山市広瀬台 2-7-3	収集運搬業 ごみ
25	片山商事(株)	入間郡三芳町上富 1554	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
26	(株)ウチダ	ふじみ野市駒林 18	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
27	(株)長田屋商店	所沢市御幸町 12-4	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
28	(有)エヌ．クリーンサービス	入間市下藤沢 553-1	収集運搬業 ごみ
29	(有)カワスギ	入間市宮寺 2310-23	収集運搬業 ごみ
30	クリーンシステム(株)	さいたま市浦和区常盤 5-2-18	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
31	(有)ゴーイング	所沢市城 978-5	収集運搬業 ごみ
32	(株)遠藤商会	入間市狭山台 3-2-9	収集運搬業 ごみ
33	エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	収集運搬業 動物死体
35	(株)久米川紙業	東村山市廻田町 4-11-7	収集運搬業 ごみ

36	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	収集運搬業 ごみ
37	東明興業(株)	練馬区谷原 1-12-10	収集運搬業 ごみ
38	(有)モスティーサービス	入間市河原町 1-3 駅前ビル 304	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
51	(株)山口商会	入間市宮寺 3086	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
52	(有)サンパイサービス	川越市中台南 2-12-10	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物
53	(株)雅	入間市東町 5-3-5-303	収集運搬業 ごみ
56	(有)星野商店	ふじみ野市亀久保 1-11-3	収集運搬業 ごみ

・一般廃棄物収集運搬業許可業者（家電）一覧

No.	業者名	所在地	許可内容
1	大村商事(株)	志木市下宗岡 2-18-20	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
2	(株)表養樹園	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
3	片山商事(株)	朝霞市栄町 5-6-19	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
4	(株)協和清掃運輸	ふじみ野市駒林 1101	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
6	(有)向上舎	狭山市広瀬台 4-12	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
7	(有)渋谷商事	清瀬市中清戸 1-526	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
9	大生運輸(株)	東久留米市中央町 1-1-6	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
10	片山商事(株)	さいたま市見沼区深作 5-18	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
11	(株)奈良商事	飯能市落合 275-5	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
12	(株)野島商事	新座市本多 1-6-7	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
13	(株)飯能清掃センター	飯能市南町 13-1	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
14	(株)アシスト	朝霞市上内間木 407-5	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
15	(有)大和清掃	和光市白子 3-21-14	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
16	山本商店	入間郡毛呂山町中央 3-37-23	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
17	(有)志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
18	(株)MANO	入間市大字新久 769	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
19	栗原興業(株)	朝霞市泉水 3-2-3	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
51	(有)ナミキ	新座市野火止 2-2-43	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
31	(株)東光	東村山市秋津町 4-16-4	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
32	千葉企業(株)	東村山市廻田町 1-2-17	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
33	(株)水野商会	東村山市秋津町 4-16-5	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
34	(株)ケイシン	東村山市久米川町 1-48-53 水野ビル 1F	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
35	(株)レクト	東久留米市本町 3-1-9	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
36	(株)東邦運輸	東久留米市本町 3-1-9 シャインハイツ東久留米 1-E	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
37	(有)常盤組	小平市天神町 1-3-32	運搬業 特定家庭用機器廃棄物

38	(有)下田商会	西東京市西原町 4-5-75	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
39	(有)常盤組 西東京支店	西東京市田無町 2-11-7-801	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
40	武蔵野清運(有)	西東京市泉町 2-18-16	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
41	(株)五美清掃	西東京市北町 5-9-4	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
42	(有)八栄興業	東久留米市弥生 1-4-13	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
43	(有)山下商事	東久留米市八幡町 1-5-25	運搬業 特定家庭用機器廃棄物
44	(有)常盤組 東久留米支店	東久留米市滝山 3-11-14-103	運搬業 特定家庭用機器廃棄物

・一般廃棄物処分業許可業者一覧

	業者名	所在地	種類	業態（処理品目）
1	(株)木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	ごみ	溶融（発泡スチロール）
2	(株)ジェイ・アール・エス	所沢市林 1-299-8	ごみ	堆肥化、飼料化（食品廃棄物）
3	東明興業(株)	練馬区谷原 1-12-10	ごみ	破碎(木くず)

・浄化槽清掃業許可業者一覧

	業者名	所在地	浄化槽保守点検業	許可内容
1	市川清掃	所沢市山口 1060	無	浄化槽清掃業
2	澤田商事	所沢市北秋津 236-7	有	浄化槽清掃業
3	加藤商事(株)	所沢市けやき台 2-31-2	有	浄化槽清掃業
4	(株)タカヤマ	所沢市南永井 37-9	有	浄化槽清掃業
5	所沢共栄商事(有)	所沢市上安松 278	無	浄化槽清掃業
6	(有)伊藤清掃	所沢市小手指町 4-8-7	有	浄化槽清掃業
7	本橋清掃	所沢市林 1-46	無	浄化槽清掃業
8	(協)所沢清和会	所沢市下新井 1447-1	有	浄化槽清掃業



令和 7 年度所沢市一般廃棄物処理実施計画書

令和 7 年 3 月発行

◆発行・編集◆

所沢市役所 環境クリーン部 資源循環推進課

TEL : (0 4) 2 9 9 8 - 9 1 4 6

FAX : (0 4) 2 9 9 8 - 9 3 9 4